

特定空家等の略式代執行による除却について

空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づく「特定空家等」に認定した矢尾町及び多伎町口田儀に所在する老朽危険空家を、同法第 22 条第 10 項の規定に基づく行政代執行（略式代執行）により除却することとしています。

つきましては、除却までのスケジュールを、下記の予定としますので報告します。

記

1. 特定空家等の所在及び概要

(1) 矢尾町特定空家等

- 所在 出雲市矢尾町 625-5
- 家屋番号 625 番 5
- 種類 居宅
- 構造 木造瓦葺平屋建
- 延床面積 92.13 平方メートル（登記面積）
- 所有者等調査結果 ⇒ 所有者等不存在

【除却までのスケジュール】

10 月 2 日 略式代執行開始（除却開始）
11 月中旬 略式代執行終了
11 月中旬 略式代執行終了に係る周知（市ホームページに掲載）

(2) 多伎町口田儀特定空家等

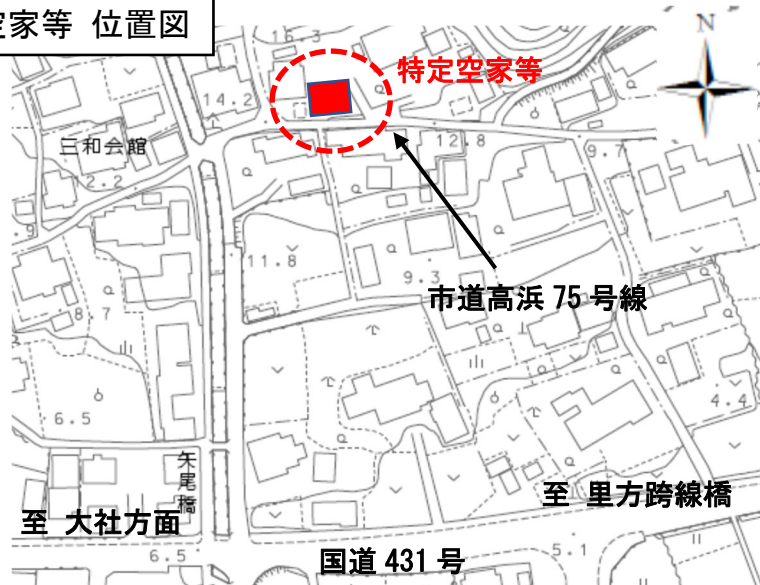
- 所在 出雲市多伎町口田儀 624-1、624-2
- 家屋番号 624 番 1、624 番 2
- 種類 居宅、便所、納屋
- 構造 木造瓦葺平屋建
- 延床面積 92.22 平方メートル（登記簿面積）
- 所有者等調査結果 ⇒ 所有者等不存在

【除却までのスケジュール】

11 月上旬 略式代執行開始（除却開始）
12 月中旬 略式代執行終了
12 月中旬 略式代執行終了に係る周知（市ホームページに掲載）

2. 特定空家等の位置図及び現況

矢尾町特定空家等 位置図



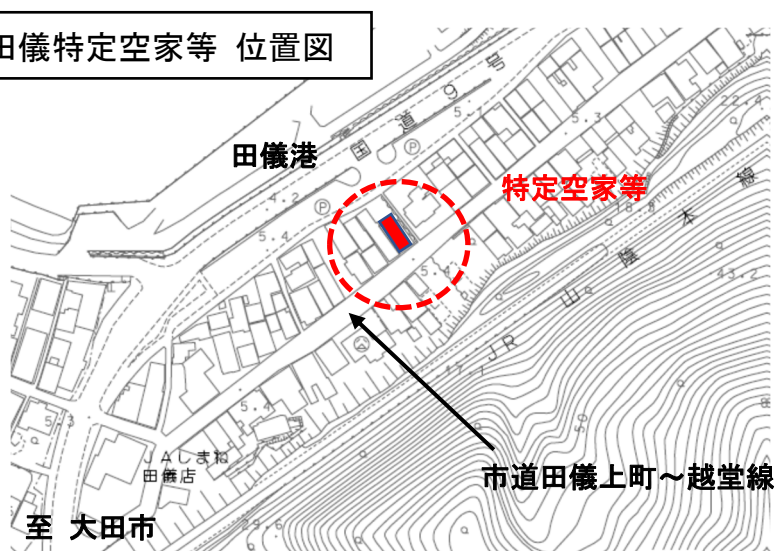
建物前面



建物内部



多伎町口田儀特定空家等 位置図



建物前面



建物内部

